



Accredited
School

KINOSHITA AVIATION CONSULTANTS
<http://www.airtransport-tozai.com>

2013年9月10日

IATA 危険物規則書 2014年1月1日 第55版の主な変更点

IATA 危険物規則書第55版は、国連やICAOの改訂時期に当たらないため、大幅な変更点はないが、昨年の第54版発刊後に異例とも言える、次々に4回におよぶ補遺版(Addendum)が出たので、その内容がすべて第55版に組み込まれている。IATA DGR 第55版の内容は、国連危険物輸送専門家小委員会(UN Subcommittee of Experts on the Transport of Dangerous Goods - UN SCoETDG)のモデル規則書の第17改訂版(UN Model Regulations, 17th Revised Edition)と、その内容をICAOが2年に一度発行している「航空機による危険物の安全輸送に関する技術指針 2013-2014年版とその補遺版」(Technical Instructions for the Safe Transport of Dangerous Goods by Air 2013-2014 Edition and its Supplement)に反映させた変更事項も挿入されている。大幅な改訂・変更がある節目の年ではないが、変更点もあるので、留意してほしい。

危険物貨物を取扱う職員の作業の一助となるように、ここに掲示した変更点は、第55版の変更点のうち、主なものと考えられるものを列記したのに過ぎず、決して全ての変更点を記したものでない事に留意されたい。細かい変更点のすべてについては第55版のページ欄外に所定の追加(□)、修正(△)、削除(⊗)の各マークを付して注意を喚起してある。

1. - Applicability (適用)

1.4 - Operator Responsibility (運航者の責任)

新たに1.4.2に旅客及び乗員の手荷物の中を含むことが許される危険物の内、機長に搭載位置を知らせなければならない特定の物品の情報を機長に伝える手続きを挿入した。

1.5 - Training Requirements (教育訓練要項)

表1.5.Aと表1.5.Bの脚注のKeyをCategoryと改称して、単なる脚注ではなく、職種の定義であると明確化を図った。Category 10の中に2014年1月1日より9.5.1.1.1の規定に従って搭載情報(NOTOC)の共有に係わり、従って教育訓練を受ける必要が生じるフライト・オペレーション・オフィサー/フライト・ディスペッチャー(flight operation officer/flight dispatcher)を加えた。

2. - Limitations (制限)

2.3 - Dangerous Goods carried by Passengers or Crew (乗客・乗員が搬送する危険物)

ICAOの発案により、2.3.4.7の携帯可能な医療用の電子機器(Portable Medical Electronic Devices)と2.3.5.9の携帯可能な電子機器(医療用の器具も含む)でバッテリーが含まれているもの(Portable Electronic Devices containing Batteries)の各項の明確化を図った。リチウム容量の高いものは預託手荷物には入れてならないとした。一方、医療用器具で携帯可能な電子機器に使用されている程度のリチウム容量であれば、預託手荷物に含めて差し支えないとした。

3.- Classification (分類)

3.3.3.1 - PG IIIとして分類可能な粘性物質 (Viscous substance) の規定 (1 包装限度 - 旅客機 30L、CAO 機 100L) を採用した場合は、その旨、申告書に記載すること。他の危険物と同梱する際の Q 計算では、この数値を分母とすること。

4. Identification (分類)

4.2 - List of Dangerous Goods (危険物リスト)

危険物リストを完全なものにするため、現在、国連番号が割り当てられている物質で航空輸送のリストに掲載されていなかった物質・物件をすべて掲載した。航空での輸送に関する規定が存在しないため、当然のごとく、これら新しく加えられた物質・物件は全て航空輸送禁止品である。例として、**UN 1327 Hay Div. 4.1; UN 1327 Straw Div. 4.1; UN 1857 Textile waste, wet Div. 4.2** など。

4.4 - Special Provisions (特別規定)

特別規定 **A 4** (液体で蒸気吸入毒性 PG I のもの) および **A 5** (固体で吸入毒性 PG I のもの) のそれぞれの特別規定に従って輸送されるものについては、危険物申告書に特別規定の番号を記入しなければならないとした。同梱の時は、それぞれ **5L** もしくは **15kg** を分母とする。

A 806 - この例外規定は、**UN 3496 Batteries, nickel metal hydride** に適応するもので、海上輸送の場合のみ危険物として規制される。航空輸送の場合は SP A123 が適用になり、規制されていない。前述のように、危険物リストを完全なものにするために、第 55 版から挿入されたものの内の一つであるが、この物質のみ、航空輸送は SP A123 以外の規制は受けない。

5. - Packing (包装)

Packing Instructions (包装基準)

リチウム電池に関する包装基準 **PI 965** から **PI 970** の重複している部分を整理した。重複している部分を外したので、短くはなったが、それぞれの箇所を参照しなければならなくなった。

965 と **968** - **PI 965** と **PI 968** のそれぞれの **Section IB** として輸送されるリチウム・イオン電池とリチウム金属電池の輸送には危険物申告書の用紙の使用を義務付けた。荷送人の習熟度を考慮に入れ、3 ヶ月の移行期間を導入し、2014 年 3 月 31 日までを習熟期間とした。この期間は、必要情報は AWB に記載、もしくは情報を記載した別紙を AWB に添付して差し支えない。

7. - Marking & Labelling (マーキングとラベリング)

7.1.5.5 - 地表輸送のために準備された少量危険物の貨物で、容器に地表輸送の少量危険物のマークが付されている貨物を航空に切り替えるときには、航空輸送要件では国連容器を使用しなければならないこともある。(例: **UN 0012 Cartridges, small arms** は地表輸送では少量危険物として輸送が認められているが、航空では **LTD QTY** は **Forbidden** となっているので、国連規格包装に入れ替える必要がある。) 航空輸送に切り替えるときは少量ではなく、国連規格の容器を使用し、必要なマーキングやラベルが完全に付いていれば、受託して差し支えない。

地表輸送用の少量危険物の容器マーク

航空輸送用の少量危険物の容器マーク
(航空輸送要件を満たした容器)

FIGURE 7.1.D
Surface Limited Quantities Mark (7.1.5.5)

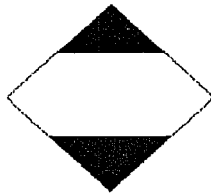
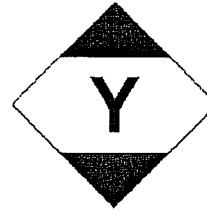


FIGURE 7.1.A
Limited Quantities Mark (7.1.5.3)



7.2.4.7.1 - Lithium battery handling label (リチウム電池取り扱いラベル) の寸法を最小 105mm X 74mm に縮小しても差し支えないとした。

7.1.7 - 第 54 版では 7.1.4 に掲載されていた Marking for Overpacks を作業手順に従い、より適切な位置に 7.1.7 として移した。

8. - Documentation (書類の作成)

書類の要件については危険物申告書の使用を今回、義務付けた Lithium Battery Section IB を反映した変更がなされている。

8.1.6.9.2 - 正式輸送品目名以外の名称でも、代替スペルの使用を認めた。例えば、fibreboard box を fiberboard box と書いても差し支えないとした。

図 8.1.P - 包装基準 PI 965 の Section IB に基づいた危険物申告書の記入見本を加えた。

FIGURE 8.1.P
Shipper's Declaration Completion—Example 12

NATURE AND QUANTITY OF DANGEROUS GOODS						
Dangerous Goods Identification				Quantity and type of packing	Packing Inst.	Authorization
UN or ID No.	Proper Shipping Name	Class or Division (Subsidiary risk)	Packing Group			
UN 3480	Lithium ion batteries	9	II	1 Fibreboard box x 5.5 kg G	965	IB

The appropriate method of describing a lithium ion battery in compliance with Section IB.

9 - Handling (取り扱い)

今まで第 9 章に掲載されていた、放射性物質の蔵置、積み込み並びに、検査に関する項目を第 10 章に移し、それぞれ 10.9.2, 10.9.3 並びに 10.9.4 と放射性物質の規定を第 10 章にまとめた。

9.5.1.1.1 - 2013 年に案内があった NOTOC 送付先にオペレーション・コントロールの責任者を加える事が、2014 年 1 月 1 日より実施になった。

10. – Radioactive Material (放射性物質)

10.3.11.1.5 – 空の B 型容器の分類の手順を明確にした。

10.8.3.9.2, Step 8 - 放射性物質がオーバーパックに含まれている場合の書類の記載方法を詳しく説明した。

Appendix A – Glossary (語彙) 追加や改訂がある。

Appendix D – 監督官庁の連絡電話番号などを最新のものに改訂した。

Appendix E – 国連規格容器の供給業者の表 (E 1) および容器の検査機関の情報 (E 2) を最新のものに改訂した。

Appendix F – 販売代理店 (F 2)、IATA 公認訓練校 (F 3 – F 5) および IATA 公認訓練センター (F 6) の表を最新のものに改訂した。

Appendix H – この付録 H には現時点で分かっている 2015 年 1 月 1 日から実施になる規則の変更点を紹介している。ここに記載されている変更点は、国連危険物輸送専門家小委員会 (UN Subcommittee of Experts on the Transport of Dangerous Goods – UN SCoETDG) で合意が得られ、モデル規則書の第 18 改訂版 (Model Regulations, 18th Revised Edition) に反映されているものと、ICAO の危険物委員会で合意され、ICAO の「航空機による危険物の安全輸送に関する技術指針 2015-2016 年版」(Technical Instructions for the Safe Transport of Dangerous Goods by Air 2015-2016 Edition) に反映されるものを含んでいる。

主な変更点は下記に示す。

- Absorbed gas (吸収されているガス) の新规定、新 UN 番号と包装基準
- Air bag inflators, air bag modules, seat-belt pretensioners に代わる新正式輸送品目名、Safety Devices electrically initiated と Safety devices, pyrotechnic の挿入
- Uranium hexafluoride を適用除外包装物として輸送する新规定。第 8 分類に分類し、新包装基準を適用する
- 特別規定の新設、改訂
- 危険物のマーキングやラベルの最低寸法
- IAEA Regulations for the Safe Transport of Radioactive Material, 2012 Edition (SSR-6) (放射性物質の安全輸送のための規則書 2012 年版 SSR-6) に合致させるため第 10 章を刷新

以上

航空機は世界の人々の平和と安寧を願って今日の繁栄を築いて来た。一部の過激な宗教信奉者が扇動するテロ行為が航空輸送に暗い影を落としている。旅客輸送にも貨物輸送にも危険物ルールは欠かすことの出来ない大切なルールである。いまのこの時期は、特に危険物の安全輸送について強く思いをめぐらせる時である。諸兄弟も航空輸送業界のプロとして是非安全輸送を心掛けて欲しい。

(終)